

27 消安第 3662 号
平成 27 年 10 月 7 日

一般社団法人
日本青果物輸入安全推進協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

平素から農林水産行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

特定個人情報の保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を平成 26 年 12 月 11 日に策定し、ガイドラインの「第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていましたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、別添のとおり、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号）」を定めました。

貴団体におかれましては、本告示に基づき、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についてご理解いただくとともに、会員各社等を有する場合には、可能な限り会員各社等に対し、本告示全般にわたっての適切な対応等について周知徹底していただくようお願いいたします。